以上でございます。

8 番 スクールカウンセラーさんの位置づけというか力はかなり大きいと思います ので、これからも力をお借りして子供たちの心のケアに取りかかっていってい ただきたいというふうに感じます。

ぜひ、スクールカウンセラーさんが充足できるように検討していただければなとい感じておりますので、以上で終わりにいたします。

議 長 以上で、8番議員、伊藤奈穂子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食休憩といたします。再開は13時ちょうどです。

(11時52分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

通告4番、14番議員、石井勲君。

1 4 番 通告4番、14番議員、石井勲です。

通告に従いまして、

町内事業への取組み、対応は、の質問事項で、町の考え、取組み姿勢、そして対応を伺います。

今年は新型コロナウイルスや各地で起きている自然災害により、国や地方公 共団体も対策に追われています。猛暑の続く中、今年の夏は旧お盆中を含めて、 沖縄をはじめとした観光地は例年と大きく違い、観光客や帰省客の数や意識が 違い、戸惑いを感じながら過ごされた。また、新型コロナウイルスや猛暑の関 係で、医療現場や経済活動においても多大な影響が、地域や私たち個人にも今 後も続くと推察されます。

一方先日の発表によると今年度町の普通交付税は大幅な増額が提示され、5 億9,800万円で昨年より21.6%増である。新型コロナウイルス対策、対応予算 を含めて各種事業に有効に活用されると期待いたします。そこで以下の5項目 について町の考えを伺います。

1、都市計画道路金子開成和田河原線、現在では大井町道9号線。県が施工者として令和10年3月までの工事期間を予定しています。現在町予算でも関連事業が進められているが、県・JR等を含んだ全体の状況が見えてこない。そこで、現在町の把握している進捗状況を伺います。

- 2、去る7月11日の豪雨による上大井地区における酒匂堰逸水による住民被害と水門対応の対応と対策は。先日の全協において説明を受けたが、その後の 状況を含めての対応をお伺いします。
- 3、近年、職員採用試験において町外在住者の採用が増えているように見受けられる。職員全体においても、町外在住者の比率が高くなっているように思われる。緊急事態や災害時の対応等を考慮すると、住民、町民を優先的に採用すべきであると考えるが町の見解は。
- 4、町の企業が工事・物品購入等を受注することで、地域経済の活性化と地元企業の育成につながっていくと考えます。地元企業に対する優先発注を今よりも更に取り組んでいく必要があると考えますが町の見解は。
- 5、自然災害時に自治体が開設する避難所の運営経費等を補償する住民避難 保険が全国市長会や全国町村会と保険会社とで共同開発されている。この保険 に加入する考えは。

以上、登壇での質問といたします。

御答弁よろしくお願いいたします。

町

長 通告4番、石井勲議員からは「町内事業への取組み、対応は」として5項目 御質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

1つ目の、都市計画道路金子開成和田河原線(町道9号線)は、県が施工者として令和10年3月までの工事期間を予定しているが、現在の進捗状況は、との御質問をいただきました。

都市計画道路金子開成和田河原線は、国道255号坊村交差点を起点とし、町平坦地の中心部を通り、開成町の都市計画道路和田河原開成大井線へ接続する延長約1,500メートル、代表幅員20メートルの主要幹線道路です。

平成26年3月には「足柄紫水大橋」が完成し、県道711号小田原松田(通称酒匂川左岸縦貫道路)「せせらぎの郷西」交差点から西側が供用開始され、酒匂川を渡る足柄大橋や報徳橋等の交通渋滞解消や防災機能の強化が図られたところであります。

都市計画決定等の経緯につきましては、昭和40年9月の当初決定以後、2回の変更を経て、平成29年12月にはJR御殿場線との交差部を高架構造から地下構造にする都市計画の変更を行いました。平成30年3月には、県が施工者とな

り本町の未整備区間についての都市計画事業認可を受け、現在に至っております。

また、町では平成15年から平成21年の間に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、都市計画道路予定地の先行買収を行い、本路線の事業を促進してきた経緯がございます。

現在の進捗状況でございますが、都市計画事業認可後に、県においては路線の用地測量、鉄道交差部の概略・詳細設計、支障物件の移転調査及び用地買収を、併せて、町におきましてもJRとの交差部を工事する際に必要となる作業ヤードの用地買収を行うなど、おおむね順調に進んでいるところであります。

本路線は、JRとの交差部の工事が技術的に困難な箇所であるため、国道 255号坊村交差点から町道1号線までの区間を優先的に施工する予定で進めて おります。

今後につきましては、国のコロナ感染症対策や災害復旧対応に多くの予算が配分される中、県において財源の確保に苦慮しているとの話を聞いておりますが、引き続き用地買収等を進め、優先区間の整備を行うとともに、そのほかの区間については、まとまった用地の取得ができたところから、順次計画的に工事に着手してまいります。

町といたしましても、都市計画道路和田河原開成大井線建設促進協議会として、引き続き県に対して早期の完成を働きかけるとともに、地権者及び地域住民の御理解を得ながら、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

続いて2点目の、7月11日の豪雨による上大井地区における酒匂堰の溢水による住民被害と水門管理の対応・対策は、について、答弁をさせていただきます。

去る7月11日土曜日の22時30分頃を降り始めとして、大井町内では雷を伴った激しい雨に見舞われました。この激しい雨は、1時間ほど続き、雨量的には、22時30分から23時までの30分で36.5ミリ、23時から23時30分までの30分で23ミリの雨量で、この1時間のトータル雨量は59.5ミリとなりましたが、その前後は、時間雨量0ミリや0.5ミリといった観測値で、まさに短時間に大量の雨が一気に降ったという状況でございました。この様な状況下、相和地区では、小規模な土砂崩れと土砂の流出があったほか、上大井地区では、酒匂堰の二方堰

水門が閉まっていたことにより越水が起きてしまった状況です。

上大井地区の酒匂堰の越水につきましては、二方堰水門の水位計の故障により、水位の上昇による自動開門機能が停止している状態であったこと。また、深夜であったことや短時間に大量の雨が降ったことから、水門管理人による開門が遅れ、結果的に越水につながってしまった状況であります。越水により浸水の影響があった住宅は、水門の周辺で8戸におよび、特に越水した水の流れの下流域にあたる2戸については、家屋の床下浸水と納屋への浸水が確認されました。また、周辺の農地への浸水も確認されたところです。

町といたしましては、豪雨の翌日、7月12日日曜日に担当者により現地調査を実施し、被害の状況を把握するとともに、水門を管理する酒匂川左岸土地改良区へも状況の確認を行ったところです。また、7月14日火曜日には、私も現地へ赴き、被害状況の確認と被害に見舞われた町民の皆様から話を伺い、その上で、7月17日金曜日に酒匂川左岸土地改良区の理事長及び事務局と協議を行い、被害へ遭った方々への対応についてのお願いと、今後の豪雨時における対策について確認を行ったところであります。

町といたしましては、被害を受けた住民に少しでも安心していただけるよう、また、健康被害を予防する観点から、消毒の要否の確認を含め、神奈川県ペストコントロール協会に現地確認を依頼し、被害を受けた住民に対しても、浸水した場合の対応について助言をしていただいたところであります。

なお、消毒につきましては、去る8月10日、酒匂川左岸土地改良区において、 家屋の床下浸水と納屋への浸水が確認された2戸について、実施していただい たところです。

また、浸水に伴い、破損したエアコンの室外機や車、納屋に格納されていた 農機具等の補償については、酒匂川左岸土地改良区により、被害を受けた住民 と協議を進めていると報告をいただいているところであります。

今後の水門の開閉等の管理については、マニュアルどおり、大雨注意報が発 令された段階で水門を開けるよう、水門管理人だけでなく、酒匂川左岸土地改 良区事務局も連携した中で体制を整え、同じような被害を二度と出さないよう 対策を講じていくと報告をいただいております。

また現在、故障している二方堰水門の水位計については、昨今の豪雨の状況

から、万が一の場合を想定すると、自動開門機能は、とても重要な機能である ことから、一刻も早い修理が必要であります。

酒匂堰の管理については、水門等の施設整備を神奈川県が担い、施設の管理は酒匂川左岸土地改良区が担うこととなっていることから、水位計の修理について、管理者である県に確認したところ、今年度中の改修を予定しておりましたが、時期を早めて対応する旨の回答をいただいたところであります。

酒匂堰の二方堰水門の開閉につきましては、今後の豪雨時においても、引き 続き、注視してまいります。

続いて、3点目の職員採用についてお答えします。

初めに、近年の職員採用状況について御説明申し上げます。最近10年間の採用者は30人で、そのうち16人、53.3%が町内在住者であり、最近5年間の採用者は20人で、そのうち9人、45.0%が町内在住者であります。

採用者のおおよそ半数が町内在住者という状況であります。

次に、職員全体における居住地の状況について御説明申し上げます。

現在、職員数は142人で、そのうち59人、41.5%が町内在住者であります。

なお、本町に接している市町に居住している職員は、中井町が3人、松田町が6人、開成町が6人、小田原市が31人、秦野市が16人となっており、合わせて62人、43.7%で、町内在住者と合わせますと、121人、85.2%となります。このように、町外在住者であっても、近隣市町に居住している職員が大多数を占めている状況となっております。

さて、御質問にあります緊急事態や災害時の対応を考慮し、住民、町民を優 先的に採用すべきでは、という点についてお答えします。

現在の職員は、先ほど申し上げましたとおり、本町及び本町に接している近隣市町の在住者が121人、85.2%でありますので、災害時に短時間で参集できる職員の数としては、現状でも決して少なくないものと考えております。

議員は、住民、町民を優先的に採用すべきでは、と考えられておられるようですが、厚生労働省からは、公正な採用選考を求められており、就職の機会均等のため、誰でも自由に自分の適正と能力に応じて職業を選べ、これを実現するためには、雇用する側が応募者に広く門戸を開いた上で、適性と能力のみを基準とした公正な採用選考を行うことが求められています。さらに、本籍地な

ど本人に責任のない事項について採用基準にしないことが必要とされています。これらのことから、本町の職員採用においては、採用試験の結果、適性と能力が優れ、本町職員として相応しい人格を持ち合わせた職員を採用しております。もちろん、緊急時や災害時の対応の必要性につきましては十分に承知しておりますが、大井町の住民、町民を優先的に採用することは、公正な採用選考という意味からは適切ではないものと考えております。

続いて4点目の、地元企業に対する優先発注について、回答させていただきます。

入札時における指名業者の選定については、大井町工事等指名業者選定基準に基づき、神奈川県の入札システムに登録があることが前提として、発注工事等の内容に適合した業者である上で、等級格付、地理的条件、施工実績等を勘案しまして、選定してございます。

地理的条件については、まず、町内に本社又は営業所等が所在する業者を優先しておりまして、次に地元業者としまして、足柄上郡内、南足柄市、小田原市及び秦野市の業者を選定し、さらには県内、県外業者へと地域を広げていきます。

設計金額や工事内容等により、町内業者の等級格付等がその工事等の選定に 適わないことはありますが、業者選定をする際は、できる限り町内の業者に発 注等できるように取り組んでいるところです。

随意契約においても、その工事等がまずは町内業者にできるかどうかを判断 し、町内業者優先のもと、発注しております。

ただし、町内の工事等を他市町の業者が受注した場合においても、そのことが町内業者の刺激となり、工事等の品質向上や創意工夫に取り組むきっかけとなれば、そのことが町内企業の育成、活性化につながることになるものとして期待するところでございます。

いずれにいたしましても、町の事業を町内業者が受注することで、地域経済 の活性化につながることは十分認識してございますので、選定基準に基づきな がら、町内業者が受注できる機会を促進してまいります。

5点目の、住民避難保険に加入する考えについてですが、この住民避難保険とは、団体契約者として全国市長会が2017年4月に、全国町村会が2017年5月

に、それぞれ「防災・減災費用保険」「災害対策費用保険」の名称で取り扱いを始めたもので、令和元年8月1日現在の全国町村会での保険加入率を見てみますと、約31.8%となっております。

この保険は、避難勧告などの避難情報を発令した自治体に対する災害救助法の適用割合が1割前後にとどまっているという状況から、適用されない場合の避難所開設に要する費用は、自治体が賄わなければならないという心理的な不安を払拭するために創設されたもので、これによって、いわゆる空振りを恐れない予防的な避難情報の発令も出しやすくなるというメリットがあると言われております。したがって、避難勧告の発令目安となる気象警報や警戒情報などが度々出される地域などにおいては、この恩恵にあずかるところは大きいものであろうと考えます。

保険の対象となる救助の種類は、避難所の設置、炊き出しその他による食料の提供、飲料水等の提供、生活必需品の給与または貸与、輸送費、職員の時間外手当や消防団の出動手当といった応急救助費など、災害救助法の適用による救助の種類とほぼ同一でございます。1年間の保険料は、スタンダードなタイプで、本町の人口規模ですと約114万円となり、決して安くはございません。また、本町におきましては、これまで避難情報の発令による避難所の開設は、昨年の台風19号の襲来時が初めてであり、大雨特別警報が出されたことで災害救助法が適用され、毛布のクリーニングとリパック費用のほか、避難所対応した職員の時間外手当分として、約125万円の救助費が給付されました。

こういった事実からも、避難所の開設には多額の経費が伴うものであることは十分認識しておりますが、保険料も決して安くはないことなどから、加入することが得策なのか費用対効果をどう考えるのかなど検証していきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

1 4 番 御答弁いただきましたので、いくつか再質問させていただきます。

まず初めに、都市計画道路の町道9号線に関して質問させていただきます。

町長の答弁のように、県のほうは計画をして順次やっていただいているということでございますけれども、実は県の予算が非常に厳しくなってきて、そしてこの道路が計画に入る前の道路、要するに南足柄と箱根の道路、これがまだ

林道ですけれど、きちっと整備されていない。こちらのほうが大分遅れてきている。そういうような状態の中で、非常に令和10年度にできるのかと、まだ2年しか経っておりませんから心配は今からしてもしょうがないと思うのですけど、10年の間に順次こういうような計画でやりましょうというような詳細設計、詳細計画は出ていると思うのですね。その計画のとおりに今進んでいるのかどうか、その辺は町のほうは確認されているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

都市整備課長

計画どおりということで、県の県西土木事務所とは細かい打合せ等を逐次行っているところでございます。7月現在の確認の中では、県の施工区域、道路の用地の部分ですね、そこはおおむね7割方用地補償の交渉あるいは契約が済んでいるところがございます。これは優先区間ですね、町道1号線のところまでの優先区間と。残りにつきましては、いろいろ補償の再算定とか、相続関係が残っているということで今調整中ということでございますが、その辺についても県西土木のほうでコンタクトを取って、当然町のほうも必要に応じて同席をするような形を取ってございます。

また、町が買収するJRの工事の施工ヤードにつきましても、全部で7地権者ございます。そのうち2名共有ですが、元年度で3者の契約を行いまして、残り本年度4者ですね、その土地の取得を行う予定で、既に全ての地権者と交渉のほうは済んでおりますので、本年度中には全てJRの関係についてもできようかと思います。ただ、物件の移転の関係とかで多少時間がかかりますので、今の見方でありますと、最終の移転については令和3年度になる物件もございますので、その辺につきましてはまた今後予算の関係でお示しのほうしてまいりたいと考えております。

そんなところで、現在のところよほど想定外の事がなくて、県の予算の確保につきましてもいろいろ工夫をした中で確保していくという話を聞いておりますので、今現在であれば県の計画に基づき進められていくと考えております。また今後のところにつきましても、やはりまずは県の予算確保になりますので、それにつきましては町としてもしっかりと予算確保ができるような形で県のほうに引き続き要望のほうしてまいりたいと考えております。

以上です。

1 4 番 それでは今御答弁いただきましたけれど、確認をさせていただきたいと思います。優先工事のところは7割ぐらいというような数字を述べていただきましたけれど、そうすると優先区間を優先ということですから、全体の地権者への話し合いとか、それから水路の問題が非常に問題になってくるというふうに理解していますけれど、その辺の調整はどのくらいまで進んでいるのか。

あと、道路の交差部分には当然警察のほうの関係ということですけど、これ は県のほうがやっているのだと思うのですけれど、地元との話し合い、その辺 のところは済んでいるのかどうか、その辺をお聞かせ願います。

都市整備課長

優先区間のところについて、今進めているというところで、全体の地権者につきましても、優先区間より西ですね、につきましても、既にコンタクトを取っているところは地権者何名かあると聞いてございます。そして、水路関係の調整という、これは1つの課題であるというところで認識はしておるのですが、そこの部分につきましても都市排水と農業用水というところもございますので、これは引き続き県の県西土木とうちの町の中では、都市整備課と地域振興課、農業用水がございますので、これを含めまして今後も調整を進めていって、将来的には支障のないような形にしていこうというところで今進んでいるところでございます。

また、町道との交差部分ですね、これも県の詳細設計の中ではある程度用地の関係とか形は示されておるのですが、実際にはその地権者との交渉とか、例えば交差部分、交通安全の計画の協議につきましては、今議員おっしゃられたように、警察、公安委員会との協議の部分もございますので、今の予定ですと秋口以降で本年度も警察のほうと協議を行ってまいります。そこにつきましても、町のほうも同席した中で、よりよい安全な交差点ができるような形を取ってまいりたいと考えてございます。

全体への説明についてもやはり重要な課題だということで認識をしておりまして、先般も土木との打合せの中で、やはりそういうところをやっていかなきゃいけないんじゃないかということで、じゃあ具体的にどうしようかというところを今後話し合っていこうというところまでは話のほうは進めさせていただいております。

以上です。

- 1 4 番 御答弁ありがとうございました。それで、ちょっといろいろ御答弁いただいたのですけれど、まず、当初計画していたスケジュール、工程表の中で、今交渉している所、JR関係、警察関係、水路関係、町、県、JR。この辺のスケジュールとは計画どおり今は進んでいるかどうか、一つ一つではなくて全体はそういうふうな格好で進んでいるかどうか。それだけもう一度確認させていただきたいと思います。
- 都市整備課長 そうですね、その部分申し上げましたけれども、現段階につきましては、まずは優先区間をやるというところはかなり重点を置いているというところがございます。ただ、それ以外のところについてもいろいろ、全体の中で、どうしていこうかというところにつきましては、町も一緒に入った中で協議を進めておりますので、現段階におきましては計画どおりに進んでいるというところで、また、今後についてその変更等がございましたら、それにつきましてはまた、お示しのほうしていかなければいけないという認識を持ってございます。以上です。
- 1 4 番 ちょっとこの質問は実際には町に直接は関係ないと思うのですが、実はこの 道路は、大井中央区画整理事業内ということで、相当な面積になっています。 ここの、当然区画整理組合のほうはここの買収予算を組んで工事を全部やって おられたのですけど、この辺の振込とか売買の決済はもう済んでいるかどうか。 町が直接関係ないのですけれど、その辺の情報が入っているかどうか。その辺 お聞かせ願います。
- 都市整備課長 要は土地計画道路の用地の、俗に言う用地買収費ということでよろしいでしょうか。これは神奈川県が公共施設管理者負担金という形で区画整理組合のほうに支払うということで、すみません今支払ったかどうかというところは、私ちょっと確認を取っていないのですが、これは県のほうから区画整理組合のほうに支払われる、恐らく支払われたかあるいは本年度支払われるかというような形の状況だと思います。それがもう既に、区画整理組合は当然事業計画の中に入れて、予算の中に入れているものと考えています。以上です。
- 1 4 番 町には直接関係ないことなのですけれど、整理組合の解散に向けてはその辺 が最後の詰めが出てくるのだろうなと思って、振り込まれる時期がどうかなと

思って質問させていただきました。用地・水路・交差道路・鉄道各関係機関と 綿密なる調整を図られて、計画どおり完成、令和10年完成に向かって、町等の 非常なる努力をお願いさせていただいて次の質問に入らせていただきます。

2の酒匂堰の溢水関連質疑。実はこれ、全協のときに質問と、確認をさせていただきました。実際に被害があった人の処理の方法、そういうことが今回私、もちろん被害に遭った方に対して補償とかいろいろな対応をしていかなければいけないのですけれど、この原因が何であったか。そしてその原因を解決するために、どういうふうにしていかなればいけないのか。それは誰が一時的に責任があり、どういうふうな解決手段をもって大井町の住民に対してきちっと説明していくのかということのプロセスをきちっとしていかなければいけないのではないかということで再度質問させていただきました。

ですから、町が直接の責任者ではないと思うのです、私はね。あそこは左岸 で、左岸の用水ですからもちろん生活水路にもなっていますけれど、やはり雑 排水が入ってきていますけれど、当然左岸は直接は左岸だと。でも、水門の設 備をしているのは県というふうに聞いております。水門の管理者は、実際上大 井の人たちが聞いているには、下大井の人たち、直接開けたり閉めたりやって いる。これが、通常ではそれでいいわけですよね。ところが、大分前から故障 しているということが伝わっているのに、その故障がそのままおかれていて今 回のことにつながったわけです。その故障を地元の人たちから伝えているのに、 改善されないことが私は一番の問題だと思っている。じゃあ、その改善されな いのは、町は受けて県に言ったり左岸に言って、そちらが動かないのか、どう いうことなのかそれを聞きたい。それを聞いて、じゃあどうするんだと、町は 聞いて県に言ったけれど県がお金がないからやらないのだと、それなら県にプ ッシュしていかなければいけないのではないか。もし、県が来年ならできるけ れど今年はできないと言うなら、町の予算で今年でも作っていかなければ、私 はそれで来年その予算を頂くと、そういう手法を取っても、町住民の被害があ ることを、やはり町は住民のためにあるのだから、そういうふうにしなければ いけないのだと私は思うのです。その辺町のほうの見解とどういう対応をされ たのか。そして、県のほうからの話はどうなっているのか、その辺お聞かせ願 います。

地域振興課長

この酒匂堰の越水につきましても議員おっしゃられるとおり、まず1点には 町長の答弁でもございましたが、水門にございます水域に自動転倒させるため の水位計の故障。それと夜間遅い時間と、急に大量の雨が降った。こういった ことが全て重なっているというふうに考えてございます。

ただ、酒匂堰の二方堰の越水につきましては、過去に2回同じようなことが 起きたということでお伺いしております。

いずれも越水したこと、また水門の水位計が故障していたことの状況を町のほうには報告が上がっていなくて、町としても把握ができていなかった状況にございます。話の中では、30年度中に故障して、31年度には酒匂川左岸土地改良区のほうから神奈川県に要望を出されたということで、結果的には今年度予算措置をして、この後渇水期に入ってから工事を行うという計画だったようです。

今回3回目ということで越水が確認されたということで、町のほうからも神奈川県のほうに確認を取らせていただいたところでございます。神奈川県のほうにも報告が入ってございまして、基本的には水門管理員のマニュアルがございます。そのマニュアルでは注意報が出た段階で開門するというのが現状のようです。基本的に大井町の中でも自動転倒堰3箇所ございますが、そこは全て自動転倒する前に水門を開けているのが現状でございます。あくまでも自動転倒機能については万が一の場合の機能ということで基本的にはマニュアルでは水門管理員が開門するということのようです。

神奈川県のほうでは、そういった事情があるけども早急に工事を予定を早めてやりたいということで御回答いただいているところでございます。また、今後の対応につきましては、やはり自動転倒機能が直っても直らなくても基本的にはマニュアルどおり注意報が出た段階で開門していくという方向で対応を図っていきたいということで、酒匂川土地改良区のほうから報告をいただいております。ただ水門管理員の皆さんもかなり御高齢化が進んでございます。そういった対応もなかなか難しい状況もあるという中で、事務局も既にその辺の状況を把握して、水門管理員と一緒に対応していくということで報告をいただいてございます。

以上です。

1 4 番 今年度工事をやっていただけるというようなことで、県のほうでだと思うのですけれど、私は地元から町側のほうには直接1回目のときとかには報告がなかったというようなお話がありましたけれど、今回こういうふうなことで対応していただいていますから、町がしっかりと対応していただいて県のほうが対応が遅かったらやはり町をあげてプッシュしていただきたいと考えております。

水門員さんとか、マニュアルどおりやったとしても、被害が出た場合にはやはり住民が被害を受けたということですから、やはり町が先頭になって住民を守る地域を守るという姿勢で動いていただきたいというふうに思います。

次の質問に入らせてもらいます。

職員採用について、町長から厳しく、そういうことはなかなか難しいみたいな、簡単に言いますと、そういうようなお話をされました。私は採用に関して、点数を上乗せ、どこかの大学でありましたけれど、上乗せとかそういうことはやはりいけないと思うのです。ただ、私の考えですが、町の存立というのは住民・町民のためにあるのだと思うのです。もちろん国から交付税とかいろいろ頂いて、町は運営されている。でも直接は、住民・町民です。それで町の職員、ここからちょっと厳しく話させてもらいます。個人的考えです。実は、住民というのは住んでいる人、町民と言う人は企業も含めて大井町にある人たちを基本条例では言っています。それは企業とか例えば農協さんは固定資産税を払っているわけです、企業として。でも、町の施設は税は払っていないですよね。ですから、町の職員で町外から来ていられる方は、大井町に税は落とされないでしょう。この疑問を私の考えとは違うかどうか、税務課長に確認をしたいために税務課長に出てもらいました。すみません、税務課長お願いします。

税 務 課 長 町民が税金を払って……。

1 4 番 もう一度説明します。これは私も税理士とちゃんと相談していますから間違いないと思います。大井町の基本条例によりますと、住民と町民とある。町民というのは、大井町に勤めている方が町民なのですよ。ですから学校の先生も、例えば大井高校の先生も町民です。だけど、大井高校は県の施設だから、固定資産税に類するようなものが入ってきているはずなのですよ、大井町に。

これも確認をさせてもらいたい。税務課長はうなずいていますけど、間違いないと思うのですよ。それでじゃあ、先ほど町長は職員の採用には公平にしな

きゃいけないと言われたけれど、職員は、役場は固定資産税払っていないのですよ、町に。だから、役場に勤めている町外の人は、大井町に住民税も何ら税金を払わない。これ仕事は貢献してもらっていますよ。だけど、税としては大井町には貢献していただいていない。そこをしっかりとやはり、考えていただいて。上乗せしろとかだとかではないですよ。やはり、地域に住んでいただく、私のほうで思ったのですが、3世帯住宅とかお試し住宅ということで、いろいろ施策をやっていられますよね。だけどそれよりも職員が町に住んでいただけるように施策をするのが先じゃないかと、そういう思いでこれをやらせてもらったわけです。ちょっと強く言いましたけれど、そういうふうな形で、職員を確保していく、そういうことで質問の項目としては、そうは書けないもので、職員採用はなるべく町内からというようなことの町側の考えはということで質問させていただきました。その辺の考え方に対して、町長はどうお考えなんでしょうか。

町 長 今石井議員のほうからいいことを言ったなと思います。こうして、公式に答 弁で町民を優先的に採用することはと聞かれたら、公正に考えますと言わざる を得ないなというのは私の答弁です。しかし、いろいろな事情を考えれば、石 井議員の言っていることもよく分かりますし、心情的には共感するものですが、 答弁となったらこのように答えるしかないのは世間の常識かなという感じであ ります。今後、こういった考えが一般的になるような、そんな行政の在り方と いうのも考えていく必要があろうかと思います。

以上です。

1 4 番 私は、今どうこうじゃなくて、そういう考え方もあるだろうと。だから、そ ういう考え方も職員採用の中の一考として検討していって、今後一考としてや っていただければというふうに提案させていただいた。

その理由として税のことはあまり言いたくなかったのですけれど、税の問題としてそういう問題があると、税務課長とか税務をやっていた人はよく分かると思うのですけれど、普通の人はこういう意識はないと思うのですよ。でもそういうことが現実にあるのだということを頭に入れて、ですから、町長も大井町居住、議員も大井町居住じゃなきゃ立候補できないわけです。そういうことの兼ね合いがあるということを含んでいただければと、今後の職員採用に関し

てもその辺、要するに検討していただければと思って次に入らせていただきます。

災害時に町内企業の協力を願うことになっています。しかし、大きな災害になったときに、企業も災害になりますから、やはり近隣の遠くのところからいくら協定をしてもやはりこちらには来ていただけない。そういうふうに考えます。よく言われるように、関東大震災級の災害が起きたときに、足柄平野地区に東京も当然大きな災害が起きる。だから、熊本や九州や北海道で起きたと同じように、東京の国会周辺からプッシュで、いろいろなことの支援が臨機応変には来ないだろうということが一部で言われております。そういうことを考えると、やはり守っていくには地域の人たちが大事。

今、入札制度とか随契の金額とかいろいろありますけれど、これがあって、 地域のいろいろな企業は、人を雇わないで会社だけあって仕事を受けたときに 協力しながらやるというようなシステムにもう変わってきている。そういうこ とですと、隣接市町を含めた災害が起きたとき、現実には誰も助けに来てくれ ない。そういうことを考えますと、私はっきり条例を見ていませんけれど、随 契の金額が10だとしたら、やはりそれを15だとか20にして、地元の企業をやる とか、やっぱりそういうことを条例で見直していくということが必要ではない かというふうに思ったのでこの質問をさせていただきました。

やはり災害時のときに頼む、頼むと言っても、そのときに企業、そこがもう 社長1人しかいないと。あとは事務員だけだと。そういうふうになってきてい る世の中で、やはり非常に難しいのではないかと。そういう意味で地元の企業、 地元の商店というものを少し育てるため、それは先ほどの職員と同じように上 乗せをしちゃいけない。だけれど、条例とかそういうことで、少し、今まで 100万円だったら150万円で随契までしたらどうでしょうかと、そういう検討を していく。もちろん議会の議決が必要かも分かりませんけれど、そういうこと が必要ではないかというふうに思うものでこの質問をさせてもらいました。

そういう考えを検討できるかどうか、その辺をお聞かせ願います。

企画財政課長

先ほど町長答弁にもありましたとおり、今現行でもできる限り町内業者に発注できるように取り組んでいるところであります。今議員おっしゃられた金額的な設定というよりもそれ以前に町内業者でできるかどうかということで、金

額以前に、まずは町内業者のほうを優先という考えで進んでおりますので、金額よりも先にまずは町内業者育成というものも考慮した中で、町内業者を育てるという考えのもと発注しております。

以上です。

- 今育成ということで、金額がどうこうということじゃないと。でも金額を受 1 4 番 けて、100万円仕事をやると150万円の仕事をやるというのは当然人員も含めて、 職員の育成はあるわけですよね。100万円の仕事しか取れないと思えば、そん なに人数も必要ないからアルバイトでやれるよと。だけど、150万円になれば、 1人職員も採用していかなければいけない。そういうようなことが自然に社長 さんか経営者が考えている。それが普通だと思うのですよね。だから、そうい うことですから、これを上げろとかなんとかということではなくて、育成の中 に、育成で講習会をやります、よくほかの課でもありますけれど、講習会、講 習会と見学でみんな町の予算がなくなっちゃっていますけれど、そういうこと ではなくて、実際に地についた、しっかりした育成をしていかなきゃいけない。 だからそれは、育成は講演会とか講習会とか指導会じゃなくて、やはり実質の 仕事が増えなければ育成にはならない、そういうふうに思うのですけど、もう 一度お聞かせ願います。
- 副 町 長 町内業者に発注するのは、町長もそれから企画財政課長からも答弁させてもらったとおり、できるだけ、町内業者にいろいろな面で行ってもらうというのはいつも考慮に入れているところです。ただ事業的に規模が大きかったり、技術的に高度な技術を要するような工事というのは当然あるわけで、ここ数年というか今年辺りは、大分大きな工事も増えておりますので、それはやはりそのランクの業者の方々に入ってもらうというのは、そういう扱いをかけているわけです。

先ほど石井議員が、随契の金額の話をされましたけれども、随契であっても 見積り合わせをするのはこれは当然の話でありまして、よっぽど特別な業務で なければ1者随契というのはあり得なくて、町内業者であっても何社か選んで 見積り合わせをした中で選定をさせていただいております。

それから災害に関する協定を結んでいるところが何社かありますので、そちらは当然のことながら、それなりの業務が生じたときにはそちらを優先させて

業者選定をさせてもらっています。

以上でございます。

4 番 私も随契の金額を上げるとか、そういうことで、見積り合わせとか入札をしないで、どんどん地元の業者に仕事を譲ったらとか、それはもう論外であって、あくまでもそれはきちっとやらなければいけない。ただ、やはり地元の業者をそういうことも含めて、金額だけではなくていろいろなことも含めて、地元に貢献ということが、災害のときにはしてもらうのだということを肝に銘じてもらってやっていただきたいというふうに思います。

それでは最後に、災害における保険の件に入ります。

これは私ちょっと新聞に記事があったもので、調べて、29年とか30年とか全 国市長会、町村会がやって損保会社と共同開発したというようなことで出てお りました。それで町長は先ほど、費用対効果ということで百数十万という人件 費がかかって、1,000万円だと100万円ぐらいの保険というような例として出て いましたけれど、以前は水害だけでしたけれど、最近は地震・津波・噴火にも 対応すると、そういうことで、自治体も入るところが多くなったと。だから先 ほどの町長が言われた三十数%というのはそういうことが入ってきたために三 十数%という数字が入ってきたのだと思うのです。今、要するに来年度予算を、 この議会が終われば、今回は選挙がありますから少し早いのですけど9月少し 経てば、当然来年度予算編成の第1歩が始まると思うのですよ。そういう意味 でやはり今こういうことを資料を取り寄せて、どういう問題があるかというこ とを、この担当課では検討していかなければいけない。こういうことで今提案 させていただきます。その辺で、町長は費用対効果を、ということでしたけれ ど、真剣にそういうことを考えてもらえるかどうか、災害救助法ができるよう な対応できるとか、激甚災害になればこういうことは必要ないと思う。だけれ ど、地域の本当に限定の災害のとき、大井町で避難所を開設したときのことを 考えると必要ではないかなというふうに思うのですけど、検討をされるかどう か、その辺お聞かせ願います。

防災安全課長 議員おっしゃるとおり、こちらの保険については2017年に全国市長会、全国 町村会からこういった保険ができましたというところで、先日町にもそのパン フレットですとか資料が届きまして、中身を見させていただきました。議員お っしゃるとおりここで、地震・津波・噴火なども対象になったということで、 それはオプションみたいな設定になりますので、さらに追加の保険料が必要に なってくるわけなのですけれども、やはり31%になったというところの1つの 背景には東北地方の実害があり、津波の対象じゃなきゃ保険に入る必要はない よというようなところがあったというふうに聞いております。

そういったところで自治体もそういう動きが出てきて大分入ってくるところが増えていると、3倍くらい増えたというような新聞報道も拝見いたしました。そういったところから、やはりこの保険に対する捉えというか近隣の動き、どういったようにこれを考えているのかというところも、ひとつやはり参考にしていきたいというふうに思っていますので、その辺りは1つの検証の材料としながら、できるだけ早くこの保険に対しての考え方をまとめたいというふうに思っております。

以上でございます。

1 4 番 この新聞によると、実績は30年度が400件支払いをされたということで、2 年前ですからこれ以上出てきているのではないかなというふうに思いますから、 その辺の町村会とかそういうとこで聞けば、こういうことがはっきり分かって いくと思いますので、ぜひ前向きに、あるいは町に合ったような、当然お金が 出ていくことですから、きちっと費用対効果を見ながら対応していただければ というふうに思います。

コロナウイルスや自然災害による社会全体が、経済環境が大きく揺れています。住民・町民の生活環境に大きな変化が迫っています。ウィズコロナと言われておりますけれどコロナ後はどういう社会になるのか。テレワークになるのか。今まで非常によかった仕組みが、やはり少し下り坂になるのか。我々も注視していかなければいけない。町もやはりそれに対応したことをしてかなきゃいけない。ですから町長は事業の見直しとかそういうことを挙げていられます。本当に今までやってきた事業をそのまま継続していいのかどうか、やはり今年は事業が随分縮小されています。縮小というか対応ができなかったということで辞めています。このいい機会に現実にこの事業が町民のため、住民のため、将来のためになる事業かどうか、もう一度精査していただいて各課の事業継続を見直し、将来への投資、基盤整備を再構築されることを強く期待し、一般質

問を終わらせていただきます。

議 長 以上で、14番議員、石井勲君の一般質問を終わります。

続いて、通告5番、11番議員、瀬戸和雄君。

1 1 番 本定例会最後の一般質問になります。今しばらく御静聴のほどよろしくお願いいたします。

通告5番、11番議員、瀬戸和雄でございます。

通告に従いまして、

- 1、第6次総合計画の策定状況について。
- 2、公約実施の進捗状況は。

と題しまして、質問をいたします。

令和3年度からの調整運営の指針となる総合計画については昨年度から取り 組まれ、今年第4回定例会に上程される運びと、尽力されていることと思いま す。特にコロナ禍の中で、町民との議論においては、多くの御苦労があったこ とと思います。

そのような中で、次の3点について質問をさせていただきます。

- 1、第5次総合計画の総括をどのように評価されているのか。
- 2、町長の選挙公約であります「協働のまちづくり」の観点から、今までの 手法と異なった町民との「議論の場」を具体的にどの様に設けられたのか伺い ます。
- 3つ目に、相和地域活性化への取り組みについて、町長の思いの一端を伺い たいと思います。
- 2、小田町長が就任して間もなく2年となります。選挙公約の進捗状況については以前に一般質問をした所ではありますが、その後の進捗状況を伺います。
  - 1つ目に、公営獣肉処理施設の開設に向けての状況は。
- 2つ目に、公営獣肉処理施設の建立地をどのように考えているのか、という ことでございます。

3つ目に、本年4月に新設されました協働推進課の、5つの事務分掌。1つに町民との協働のまちづくりに関する事項。2つ目に自治会活動に関する事項。3つめに男女共同参画に関する事項。4つ目に広報及び広聴に関する事項。5つ目に総合相談に関する事項について、事業実績と対応について伺いたいと思